

足利市地域防災計画

総則編

令和6(2024)年3月

足利市防災会議

総則編 目 次

第1章 総 則	4
第1節 計画の目的等	4
第1 計画の目的	4
第2 計画の性格	4
第3 他の計画との関係	4
第4 地区防災計画の規定	4
第5 計画の修正	4
第2章 市・関係機関等の責務と業務の大綱	5
第1節 基本的な責務と業務の大綱	5
第1 防災関係機関等の基本的責務	5
第2 防災関係機関等の基本的な業務の大綱	5
第3 市民及び事業所の基本的責務	14
第2節 水防に係る市・関係機関等の責務【水防計画】	16
第3章 本市をとりまく環境	18
第1節 本市の地勢・気象・河川等	18
第1 足利市の地勢	18
第2 足利市の地計と地質	18
第3 気象状況	19
第2節 本市の社会的条件	20
第1 人口の状況	20
第2 土地利用の状況	21
第3 経済・産業の状況	21
第4 交通網の状況	21
第4章 風水害環境	22
第1節 主な風水害等の概要	22
第2節 災害想定	23
第1 洪水	23
第2 土砂災害	24
第5章 地震環境	26
第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件	26
第1 地質の概要	26
第2 活断層の分布等	27
第3 地震動の発生確率	28
第2節 本市の地震被害の状況	29
第3節 地震被害想定	31
第1 栃木県の地震被害想定	31
第2 首都直下地震の被害想定	31
第3 本計画における地震被害の想定	32
第6章 火災環境	34
第1節 本市の火災を取り巻く環境	34
第1 市街地等の状況	34
第2 野外堆積物の状況	34
第3 林野の状況	34
第2節 本市に被害を及ぼした主な火災	34
第1 大規模火災の発生状況	34
第7章 原子力事故災害環境	36

第1節	本市を取り巻く環境.....	36
第1	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲.....	36
第2	プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域.....	36
第2節	原子力災害の想定.....	37
第1	周辺地域における原子力発電所の立地状況.....	37
第2	原子力災害の想定.....	38
第3	原子力発電所等における事故があった場合に予測される影響.....	38
第8章	計画の理念・防災ビジョン.....	39

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的等

本計画の目的や性格等について明らかにする。

第 1 計画の目的

足利市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、足利市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、県、その他の防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市域、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

1 基本的な性格

本計画は、災害対策基本法第42条及び足利市防災会議条例第2条に基づき足利市防災会議（以下、「市防災会議」という。）が策定する計画であり、市、県、その他の防災関係機関等がとるべき各種災害に係る対策の基本的事項を定める。

2 水防計画としての性格

本計画は、水防法第4条の規定に基づき栃木県知事から指定された指定水防管理団体たる足利市が、同法第33条第1項の規定に基づき、水防事務の調整及びその円滑な実施のために作成する「足利市水防計画」を含むものである。

第 3 他の計画との関係

本計画は、国の防災基本計画、栃木県地域防災計画、栃木県水防計画を踏まえて策定する。

また、地域の強靱化に関する施策を中長期的に総合的かつ計画的に推進するための指針として策定された足利市国土強靱化地域計画との整合を図る。

第 4 地区防災計画の規定

本市の一定区域内の居住者等から、災害対策基本法第42条第3項に基づく地区防災計画の提案があった場合は、同法第42条の2に基づき、市防災会議においてその必要性等を判断し、必要があると認める場合には当該地区防災計画を本計画に定める。

第 5 計画の修正

市や防災関係機関等は、本計画に関して引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加える。

なお、修正を必要とする場合は、足利市防災会議の審議に諮り、決定する。

また、修正した場合は、その要旨を公表し、県知事に報告する。

第2章 市・関係機関等の責務と業務の大綱

第1節 基本的な責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、関係機関、市民等の防災に関する基本的責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の基本的責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市や防災関係機関等による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、隣人等の助け合いによる「互助」、自主防災組織、ボランティア、NPO等による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための活動を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、地域における災害に直接的に対処する責任を負う。

市の地域、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、その他の関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市やその他の防災関係機関等による業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

市域に所在する公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 自主防災組織・市民等

自主防災組織は、地域の防災力向上のため日頃から市と連携し、組織や資機材の充実、防災訓練等の実施、地区防災計画の策定等に努める。

市民等は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自主防災組織による防災訓練に積極的に参加する等、地域防災力向上に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の基本的な業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 市

機関名	処理すべき業務等の大綱
足利市 (消防本部含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 国、県、他市町村、防災関係機関との相互連携体制の整備 (8) 自主防災組織等の育成支援 (9) ボランティア活動の環境整備 (10) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (11) その他法令及び地域防災計画に基づく災害予防の実施 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置に関すること (2) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (3) 他機関との連携の確立 (4) 災害救助法の運用 (5) 避難の指示等の発令、避難所の開設・運営 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 市民への広報活動 (13) ボランティア受け入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受け入れ (14) 県外からの避難者の受け入れに係る県への協力 (15) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (16) その他法令及び地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3 災害復旧・復興対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) その他法令及び地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
足利市消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及協力に関すること 2 警報等の伝達に関すること 3 消防・救助・水防活動に関すること 4 避難誘導、警備等の協力に関すること

2 県

機関名	処理すべき業務等の大綱
栃木県 (安足県税事務所) (安足健康福祉センター) (安足農業振興事務所) (県南環境森林事務所) (安足土木事務所) (教育委員会事務局安足教育事務所) (栃木県警察(警察署))	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 2 災害応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 (3) 専門家等の派遣要請 (4) 災害救助法の運用 (5) 消火・水防等の応急措置活動 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 (13) 県民への広報活動 (14) ボランティア受け入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受け入れ (15) 県外避難者の受け入れに対する総合調整 (16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限 (17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3 災害復旧・復興対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援 (6) 風評被害による影響等の軽減

	(7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施
--	---

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4 警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害における金融上の措置要請に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換の便宜扱い、休日営業、保険金の円滑な支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応の周知徹底について、金融機関等関係方面に要請を行う。 2 地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防 <ol style="list-style-type: none"> (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること 2 応急対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食糧の需給調整に関すること (4) 生鮮食料品等の供給に関すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関すること (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること (7) 農産物等の安全性の確認に関すること 3 復旧対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること (3) 風評被害対策に関すること
関東森林管理局 (日光森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 3 国有林産物等の安全性の確認に関すること

機関名	処理すべき業務等の大綱
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関する事 2 鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関する事
関東運輸局 (栃木運輸支局)	1 運輸事業の災害予防に関する事 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送(迂回輸送を含む)等に関する指導、調整に関する事 3 運輸事業の復旧、復興に関する事
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る)及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるように努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関する事 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
関東総合通信局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害時テレコム支援チーム(M I C - T E A M)による災害対応支援に関する事 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関する事
栃木労働局 (足利労働基準監督署) (足利公共職業安定所)	1 産業安全(鉱山関係を除く)に関する事 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関する事 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関する事
関東地方整備局 (渡良瀬川河川事務所) (宇都宮国道事務所)	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関する事 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防

機関名	処理すべき業務等の大綱
	2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想される時又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索、救難に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質(2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る)による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
国土地理院 関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

4 自衛隊

機関名	処理すべき業務等の大綱
陸上自衛隊 (東部方面特科連隊第2大隊)	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

5 指定公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本郵便(株) (足利郵便局)	1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 3 災害特別事務取り扱い (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救援用郵便物の料金免除

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本赤十字社 (栃木県支部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関する事 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関する事 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事 4 義援金品の募集、配分に関する事 5 日赤医療施設等の保全に関する事 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事
日本放送協会 (宇都宮放送局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) (関東支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高速自動車国道の保全及び復旧に関する事 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関する事
東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2 災害により路線が不通となった場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4 死傷者の救護及び処理を行うこと 5 事故の程度によっては、外部への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと
東日本電信電話(株) (栃木支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関する事 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関する事 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関する事 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関する事 5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関する事
日本通運(株) (宇都宮支店)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関する事
東京電力パワーグリッド(株) (栃木南支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関する事

機関名	処理すべき業務等の大綱
KDD I (株) (小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	1 通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること
(株)ドコモCS (栃木支店)	1 移動通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
東武鉄道(株) 関東自動車(株)	1 鉄道施設等の安全・保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する こと
栃木県土地改良事業団体連合会 (市内土地改良区及び水利組合)	水門、水路の操作に関すること
足利ガス(株) (一社)栃木県LPガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	1 県民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の 周知 4 受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関する こと
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県栄養士会 (公社)栃木県柔道整復師会	災害時における医療救護活動に関すること
(福)栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社)栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関する こと

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務等の大綱
(福)足利市社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関する事 2 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する事 3 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関する事 4 ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関する事 5 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関する事 6 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の受付に関する事
足利市国際交流協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本語を解さない外国人に対する通訳等の協力に関する事
足利市医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救護の編成並びに医療及び助産救護の実施に関する事 2 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関する事 3 医療施設の保全に関する事
足利歯科医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療活動に関する事 2 身元確認の協力に関する事
足利薬事協会 足利薬剤師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬剤、機材等の調達の協力に関する事
足利市葬具商組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 葬具類の調達の協力に関する事
栃木県獣医師会 足利支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 獣医師との連絡調整に関する事 2 避難者のペット対策の協力に関する事
足利市農業協同組合 安足農業共済組合 みかも森林組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関する事 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関する事 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関する事 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関する事 5 飼料、肥料等の確保対策に関する事 6 農林水産物等の出荷制限等への協力
足利商工会議所 足利市坂西商工会 足利繊維連合会 足利商業連合会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関する事 2 災害時における物価安定についての協力に関する事 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関する事
足利市建設業協力会 足利市上下水道設備事業協同組合 (一社)栃木県建築士会足利支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急対策及び応急復旧に対する協力に関する事 2 応急資材の調達の協力に関する事 3 被害調査の協力に関する事 4 被災者の救助・救援対策の協力に関する事
足利市自主防災組織連絡協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の自主防災組織相互の連絡、市民が自主的に行う防災活動及び市の行う応急対策等の協力に関する事 2 自主防災資機材の整備、点検に関する事 3 防災知識の普及、防災訓練に関する事 4 要配慮者の把握、避難支援個別プランの作成協力に関する事 5 地区の孤立対策に関する事 6 警報等の収集、地区内の伝達に関する事 7 要配慮者、被災者の救助・救援対策の協力に関する事 8 避難所の自主運営に関する事 9 災害廃棄物の分別、集積所管理の協力に関する事
足利市自治会長連絡協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う応急対策についての協力に関する事

機関名	処理すべき業務等の大綱
足利市女性団体連絡協議会	2 義援金品等の募集、配分に関する事
足利市米穀商協同組合	1 食料の緊急確保の協力に関する事
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入院患者等の安全確保に関する事 3 災害時における負傷者等の医療と助産に関する事 4 被ばく医療への協力に関する事 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関する事
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入所者の安全確保に関する事 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関する事 4 福祉避難所としての施設の提供に関する事 5 福祉避難所の設置の協力に関する事
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関する事
一般運輸業者	災害時における緊急輸送の協力に関する事
一般建設業者	災害時における応急復旧の協力に関する事

第3 市民及び事業所の基本的責務

災害時では、市民一人ひとりが自分の身は自ら守る（自助）及び自分たちの地域は住民等が助け合って守る（互助）の考え方に基づいて行動することが重要である。このため、市民と事業所は積極的に連携し、次の役割を果たすものとする。

区分	局面	果たすべき役割
市民	平時	1 防災・減災に関する知識の習得 2 地域の災害特性の理解と認識 3 耐震化、家具等の転倒防止対策等自宅建物・設備の減災措置 4 火気使用器具、防災資機材等の安全点検 5 避難場所と避難経路及び避難行動の確認 6 飲料水、食料、生活用品等の最低3日分以上の（推奨1週間分）備蓄と点検 7 消防団・自主防災組織への参加及び活動への協力 8 防災訓練、応急手当訓練等への参加 9 要配慮者の支援体制づくりへの協力
	災害時	1 正確な情報の把握及び家族・近所への伝達 2 出火防止措置及び初期消火の実施 3 避難誘導の実施 4 応急救護、復旧活動への参加と協力 5 要配慮者の避難支援 6 自主防災活動への積極的な参加 7 災害廃棄物の分別

区分	局面	果たすべき役割
事業所	平時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火管理者、防火責任者等の育成 2 事務所等建物の耐震化の推進 3 施設、設備の安全管理及び減災措置 4 自衛消防活動・防災訓練の実施 5 従業員に対する防火防災知識の普及及び避難対策の検討 6 地域防災活動への参加協力 7 従業員用飲料水、食糧等・生活用品等の3日以上の備蓄と点検 8 防災計画書の作成 9 事業継続計画（BCP）の作成・更新
	災害時	<ol style="list-style-type: none"> 1 正確な情報の把握及び従業員・利用者等への伝達 2 出火防止措置、初期消火の実施 3 要配慮者等の避難支援 4 応急救護、復旧活動への参加と協力 5 自主防災活動への積極的な参加 6 災害廃棄物の分別

第2節 水防に係る市・関係機関等の責務【水防計画】

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 市（水防管理団体）

区分	果たすべき役割
足利市 (消防本部含む)	<p>管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。 具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 水防団の設置（法第5条） 2 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2） 3 平常時における河川等の巡視（法第9条） 4 水位の通報（法第12条第1項） 5 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条） 6 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2） 7 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3） 8 予想される水災の危険の周知（法第15条の11） 9 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条） 10 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項） 11 警戒区域の設定（法第21条） 12 警察官の援助の要求（法第22条） 13 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条） 14 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条） 15 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項） 16 避難のための立退きの指示（法第29条） 17 水防訓練の実施（法第32条の2） 18（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第2項） 19（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条） 20 水防協力団体の指定・公示（法第36条） 21 水防協力団体に対する監督等（法第39条） 22 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） 23 水防従事者に対する災害補償（法第45条） 24 消防事務との調整（法第50条）

2 県

区分	果たすべき役割
栃木県	<p>県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定水防管理団体の指定（法第4条） 2 水防計画の作成又は変更、その要旨の公表（法第7条第1項及び第7項） 3 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2） 4 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項） 5 国から受けた洪水予報の通知（法第10条第3項）

	6 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項） 7 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条） 8 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項） 9 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の2） 10 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条） 11 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10） 12 市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12） 13 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第3項及び第4項） 14 水防信号の指定（法第20条） 15 避難のための立退きの指示（法第29条） 16 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条） 17 水防団員の定員の基準の設定（法第35条） 18 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） 19 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
--	---

3 国

区分	果たすべき役割
国土交通省 (渡良瀬川河川事務所)	1 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2） 2 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項） 3 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条） 4 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項） 5 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の4） 6 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条） 7 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9） 8 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項） 9 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条） 10 特定緊急水防活動（法第32条） 11 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条） 12 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
気象庁 (宇都宮气象台)	1 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項） 2 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

4 水防協力団体

区分	果たすべき役割
水防協力団体 (一社) 栃木県建設業協会足利支部)	1 決壊の通報（法第25条） 2 決壊後の処置（法第26条） 3 水防訓練の実施（法第32条の2） 4 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

5 居住者等

区分	果たすべき役割
居住者等	1 水防への従事（法第24条） 2 水防通信への協力（法第27条）

第3章 本市をとりまく環境

第1節 本市の地勢・気象・河川等

気象状況、地勢、河川などの本市の自然的条件を把握し、効果的な災害対策の実施に資する。

第1 足利市の地勢

足利市は、栃木県の南西部に位置し、東・北は佐野市、西は群馬県桐生市、南は群馬県太田市、館林市及び邑楽郡邑楽町に接している。

市の東、西、南の三方は平野部からなり、北は山地丘陵地が分布している。

市の位置 (足利市役所)	東経：139度27分10秒 北緯：36度20分14秒
市の面積	177.76km ² (東西18.8km、南北19.1km) ※栃木県面積の約2.77%相当
海抜	約34.5m (市街地中心部)
主な山	仙人ヶ岳、赤雪山、深高山、石尊山、他
主な川	渡良瀬川、矢場川、松田川、名草川、他

第2 足利市の地計と地質

1 地形

本市は、栃木県の南西端に位置し、南と西は群馬県に接している。地形は、山地と低地に分類することができる。

地形区分	特 徴	
山地	本市の北部に広がり足尾山地の南端を占める山地部と、小俣川、松田川、袋川等によって形成された谷底平野地域に大別される。	
	山地部	仙人ヶ岳(663m)を最高峰とする300m～600m程度の山稜からなる。山地内を流下する河川やその支流には、がけ錐・土石流堆等の斜面崩壊や溪流からの土砂流出により形成される地形が分布し、小俣川沿いには一部段丘も分布している。
	谷底平野地域	各中・小河川沿いに発達している。これらの河川は流域面積が小さく、上流からの土砂の供給が少ないため、扇状地は発達していない。
低地	本市の南部に分布し、氾濫平野、自然堤防、旧河道、後背低地などが広がっている。氾濫平野は、渡良瀬川、矢場川、姥川、出流川等の洪水氾濫により上流から運ばれてきた土砂などが、河岸沿いに堆積した微高地の自然堤防、及び洪水により河道が移動し、取り残された箇所にてできる旧河道や自然堤防背後の後背低地が分布している。	

2 地質

本市の地質は、大きく分けると未固結堆積物と固結堆積物になる。

地質区分		特 徴
山地	山地部	固結堆積物である中・古生層からなり、石灰石、砂岩やチャート等が広く分布する。なお、市北部の名草に接触変成岩（ホルンフェルス）、花崗岩（名草巨石群）が、西部の山前においては一部未固結堆積物であるローム層が狭い範囲で分布している。
	谷底平野	河川により削られ、運ばれた未固結堆積物の砂礫層が分布するとともに、鹿沼軽石層群（関東ローム層）が小俣町森出付近と樺崎町塩坂付近を結んだ線より北側に分布している。
低地		第四紀の未固結堆積物からなり、河川の上流側で砂礫層が卓越し、下流に行くに従って砂層～粘土層が多くなる。

第3 気象状況

1976年以降の雨量の極値は、日雨量では253.0mm（2019年10月12日）、時間雨量では61.5mm（2013年7月27日）が最大となっている。極値の上位10位までをみると、日雨量、時間雨量ともに2000年以前・以降がそれぞれ5割となっている。

<アメダス足利の最大雨量の極値（1976年～2023年）>

順位	最大日雨量		最大時間雨量	
	雨量（mm）	年月日	雨量（mm）	年月日
1位	253.0	2019年10月12日	61.5	2013年7月27日
2位	203.0	2011年7月19日	61	1987年7月14日
3位	175	1998年8月30日	58	1998年8月30日
4位	168.0	2015年7月16日	58	1981年7月17日
5位	162	1982年9月12日	55	1990年9月13日
6位	148.0	2013年10月16日	53	2001年7月31日
7位	147	1986年8月4日	52	1991年8月12日
8位	137.0	2014年6月8日	50	2003年8月24日
9位	132	1991年10月11日	48.0	2014年6月8日
10位	131	1991年8月20日	48	2002年9月12日

（注）2008年以降は小数第一位まで表示

第2節 本市の社会的条件

本市の社会条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対する確な対応の実施に資する。

第1 人口の状況

1 人口の推移

少子化の進展に伴い、近年の人口は平成2（1990）年の16万8,346人をピークに減少傾向を示しており、令和2（2020）年10月1日現在の本市の総人口（災害救助法適用基準となる最近の国勢調査の結果による人口）は、14万4,746人となっている。今後も本市人口の減少傾向は続くものと予測される。（資料：国勢調査）

2 一世帯当たりの平均人員

本市の一世帯当たりの平均人員は、令和2（2020）年10月1日現在2.35人となっており、核家族化の進行等により、高齢者（要配慮者）のみの世帯も増加していくことが考えられる。

<総人口・世帯数>

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22	H27	R 2
人口（人）	167,686	165,828	163,140	159,756	154,530	149,452	144,746
世帯数（世帯）	52,175	54,960	57,119	58,399	59,134	60,186	61,617
一世帯当たり人数（人）	3.21	3.02	2.86	2.74	2.61	2.48	2.35

（資料：国勢調査）

3 年齢階層別の状況

少子高齢化の傾向が顕著になり、高齢者（要配慮者）の割合が増加していくことが考えられる。

<年齢階層別人口>

（単位：人）

区分	H 2	H 7	H12	H17	H22	H27	R 2
0～14歳（年少人口）	29,454	25,092	22,503	21,203	19,530	17,432	15,176
15～64歳（生産年齢人口）	115,462	113,857	109,620	103,883	95,137	86,168	80,642
65歳以上	22,699	26,639	30,943	34,662	39,351	45,047	47,023

（注）年齢不詳があるため各年齢区分の合計と総人口は一致しない。

（資料：国勢調査）

4 外国人の状況

外国人人口は増加傾向にあり、特に近年の増加幅が大きい。内訳をみると平成2年はアジア系が多くの割合を占めていたが、その後南米出身者の割合が増加した。平成17年頃より再びアジア系の割合が増え、令和2年現在では、国籍別ではベトナム人が最多となっている。

<外国人人口>

（単位：人）

順位	H 2	H 7	H12	H17	H22	H27	R 2
総数	1,304	1,862	2,120	2,595	2,508	2,855	4,518
第1位	韓国、 朝鮮	ブラジル	ブラジル	ブラジル	中国	中国	ベトナム
	198	572	591	532	671	547	804
第2位	フィリピン	ペルー	ペルー	中国	フィリピン	フィリピン	中国
	118	324	329	445	375	430	553

順位	H 2	H 7	H12	H17	H22	H27	R 2
第3位	中国	韓国 朝鮮	フィリ ピン	ペルー	ブラジル	ペルー	フィリ ピン
	45	182	281	382	364	293	548

(注) 国・地域で「その他」は除く。また、各年次で国・地域の区分は一定ではない。

(資料：国勢調査)

第2 土地利用の状況

本市の令和4（2022）年の土地利用をみると、田、宅地、山林の占める割合が多く、総面積の半分以上を占めている。

<土地利用の現況（令和4年）>

(単位：ha、%)

田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	合計
1,908 (10.7)	754 (4.3)	3,047 (17.2)	3 (0.0)	4,706 (26.5)	13 (0.0)	762 (4.3)	6,582 (37.0)	17,776 (100)

(資料：統計あしかが令和4（2022）年版)

第3 経済・産業の状況

本市の産業構造は、令和元（2019）年度における市内総生産に占める産業別総生産の割合は、第1次産業が0.6%、第2次産業が34.9%、第3次産業が64.3%となっている。産業のソフト化・サービス化が進む中、本市の第3次産業の総生産額に占める割合は大きく、産業別就業者数割合（令和2年（2020）年）も高い傾向にある。

<産業別総生産額（令和元年）>

(単位：億円、%)

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	市内総生産
足利市	29(0.6)	1,799(34.9)	3,314(64.3)	5,158(100.0)

(注) 産業別総生産額に控除すべき額を含むため、その合計と市内総生産額は一致せず、構成比の合計も100%にはならない。

(資料：とちぎの市町村民経済計算)

<産業別就業者（令和2年）>

(単位：人、%)

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業
足利市	1,249(1.8)	24,606(35.3)	42,150(60.4)

(注) 構成比は就業者数（分類不能の産業を含む）に対するものであるため、合計は100%にはならない。(資料：国勢調査)

第4 交通網の状況

本市の交通網は、市域を東西に北関東自動車道が通り足利ICが立地する。

また、市内には国道50号、国道293号、国道407号などの主要幹線道路が通るなど、市内外とのアクセス性に優れた道路交通網を形成している。

市南部は、県道40号足利環状線が各主要幹線道路を結んでおり、市北部の中山間地は、県道218号名草小俣線、県道219号松田葉鹿線、県道284号松田大月線が各集落を結んでいる。

公共交通は、市中心部を東西に通るJR両毛線と市の南部から東京を直接結ぶ東武伊勢崎線の2路線ある。JR両毛線も東武伊勢崎線も市内に5つの駅がある。

第4章 風水害環境

第1節 主な風水害等の概要

過去に本市に被害を及ぼした主な水害・台風等の概要を把握し、的確な災害対策に資する。

本市の風水害の履歴をみると、台風による土砂災害、浸水被害等に見舞われており、今後もこうした被害が発生する危険性を有している。

1 明治・大正期

明治・大正期には、渡良瀬川の決壊による大規模水害がしばしば発生している。この時期渡良瀬川は、まだ十分な河川整備がなされておらず、台風や集中豪雨に対し非常に脆弱な河川であったといえる。

2 昭和期

昭和20年代までの昭和前期においては、渡良瀬川などの大河川での堤防決壊による大被害が発生している。

昭和22年9月15日のカスリーン台風では、渡良瀬川の堤防が小俣地先・借宿地先及び岩井地先等で決壊し、濁流が足利市内を襲った。このため、約700戸の家屋が倒壊又は流失し、死者・行方不明者は300人以上となった。

昭和30年代以降からは、河川整備の進展により堤防決壊による大水害の発生はなく、市内の内水被害とがけ崩れが豪雨災害の中心となっている。

3 平成期

平成期に入っても大雨による風水害が度々発生している。

平成3年8月20～21日に襲来した台風12号により、床上浸水16戸、床下浸水114戸の浸水被害をはじめ、橋梁の流出、道路冠水、がけ崩れ等の被害が発生した。

平成20年8月28日～30日には、低気圧による豪雨（総雨量145.0ミリ）により、市内全域で床上浸水10棟、床下浸水48棟、道路被害9箇所、崖崩れ8箇所、停電被害最大3,711戸の被害が発生した。

平成23年6月21日には、積乱雲による突風により、市内筑波地区で住家被害16件、非住家被害29件、農作業施設被害13件、停電被害最大2,600戸の被害が発生した。

4 令和期

令和元年10月12日の令和元年東日本台風は、足利の最大日雨量の観測記録を更新する降雨（253.0ミリ）となった。旗川の氾濫をはじめ、中小河川の氾濫、内水氾濫により、平地での浸水被害、山岳部での土砂災害が発生した。市内全域で死者1名、大規模半壊62件、半壊371件、一部損壊（準半壊）8件、一部損壊（10%未満）404件、崖（土砂）崩れ51件の被害が発生した。

第2節 災害想定

洪水、土砂災害等の災害想定、危険箇所等の概要を把握し、的確な災害対策に資する。

第1 洪水

1 洪水浸水想定区域図

国及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定している河川について、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）によって河川が氾濫した場合の浸水区域（洪水浸水想定区域）を指定している。本市に影響が想定されている河川雨量の想定は、次のとおりである。

河川管理者	対象河川	想定条件
国土交通省	利根川	利根川流域、八斗島（群馬県伊勢崎市）上流域の72時間総雨量491mm
	渡良瀬川	渡良瀬川流域、高津戸（群馬県みどり市）上流域の72時間総雨量812mm
	桐生川	
	旗川	
	矢場川	矢場川流域の72時間総雨量944mm
栃木県	旗川	旗川流域の24時間総雨量651mm
	矢場川	矢場川流域の24時間総雨量690mm
	袋川	袋川流域の3時間総雨量305mm
	松田川	松田川流域の24時間総雨量689.6mm
	姥川	姥川流域の24時間総雨量690mm
	出流川	出流川流域の24時間総雨量690mm
	名草川	名草川流域の24時間総雨量690mm
	尾名川	尾名川流域の24時間総雨量690mm
	清水川	清水川流域の24時間総雨量690mm
	小俣川	小俣川流域の24時間総雨量690mm
	長途路川	長途路川流域の3時間雨量311mm
	蓮台寺川	蓮台寺川流域の24時間総雨量690mm
	田島川	田島川流域の24時間総雨量690mm
	旧蓮台寺川	旧蓮台寺川流域の24時間総雨量690mm
	彦谷川	彦谷川流域の24時間総雨量689.6mm
	栗谷川	栗谷川流域の24時間総雨量689.6mm
群馬県	桐生川	桐生川流域の24時間総雨量663mm

2 重要水防箇所

市内には、洪水時に越水や漏水などの危険があり、水防活動が必要な箇所として把握された重要水防箇所が200箇所以上存在する。

種別	重要度				総延長
	A	B	要注意	合計	
国管理河川区間	41箇所	115箇所	36箇所	192箇所	29,067m
県管理河川区間	5箇所	6箇所	—	11箇所	7,642m
合計	46箇所	121箇所	36箇所	203箇所	36,709m

（令和5年度 栃木県地域防災計画）

第2 土砂災害

市内にはがけ崩れ、土石流、地すべりの危険箇所として把握された土砂災害警戒区域、山地災害危険地区が計800箇所近くあり、これらは市北部の山地に集中して分布する。

<土砂災害警戒区域の状況>

	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
土砂災害警戒区域	360箇所	282箇所	0箇所	642箇所
うち特別警戒区域	355箇所	250箇所	0箇所	605箇所

(令和5年1月10日現在、栃木県県土整備部)

<山地災害危険地区の状況>

	山腹崩壊	崩壊土砂流出	地すべり	合計
山地災害危険地区	80箇所	75箇所	0箇所	155箇所

(令和元年10月1日現在、栃木県環境森林部)

第5章 地震環境

第1節 本市の震災を取り巻く自然的条件

地質、断層の状況等の特性からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

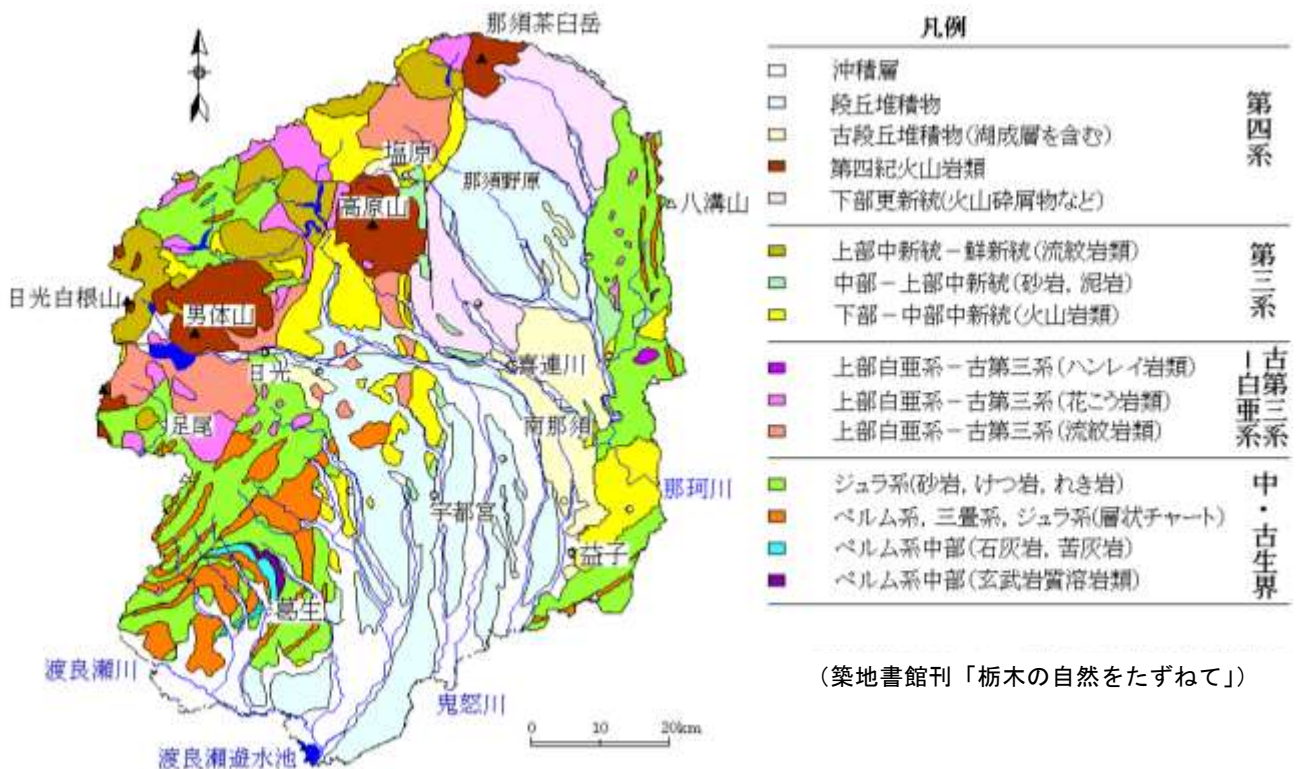
第1 地質の概要

本市の地質をみると、低地には沖積層が分布し、山地部には段丘堆積物が分布している。このうち低地にみられる沖積層は、新生代第四紀の最も新しい時代の堆積物であり、多量の水分を含み、緩んだ状態で堆積している地層で、主に後背湿地や三角州、小おぼれ谷、潟湖や湿原跡など、海岸平野や大河川沿いに厚く分布している。この沖積層は一般に軟弱地盤といわれ、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。

一方、山地部を構成する地層は、主に古期岩類でチャートや砂岩の堆積物から成っており、古生代二疊期から中生代ジュラ紀（約3億年から2億年前）のものであると考えられている。チャートは岩体、岩片とも著しく堅く、急傾斜や急崖をつくっている。

一般に、山地の斜面災害といえば、梅雨、秋雨前線や台風に伴う豪雨によって発生する山崩れや土石流がよく知られているが、地震によっても斜面崩壊が起こり、過去の大規模地震では、多数の崩壊が広範囲に発生している。

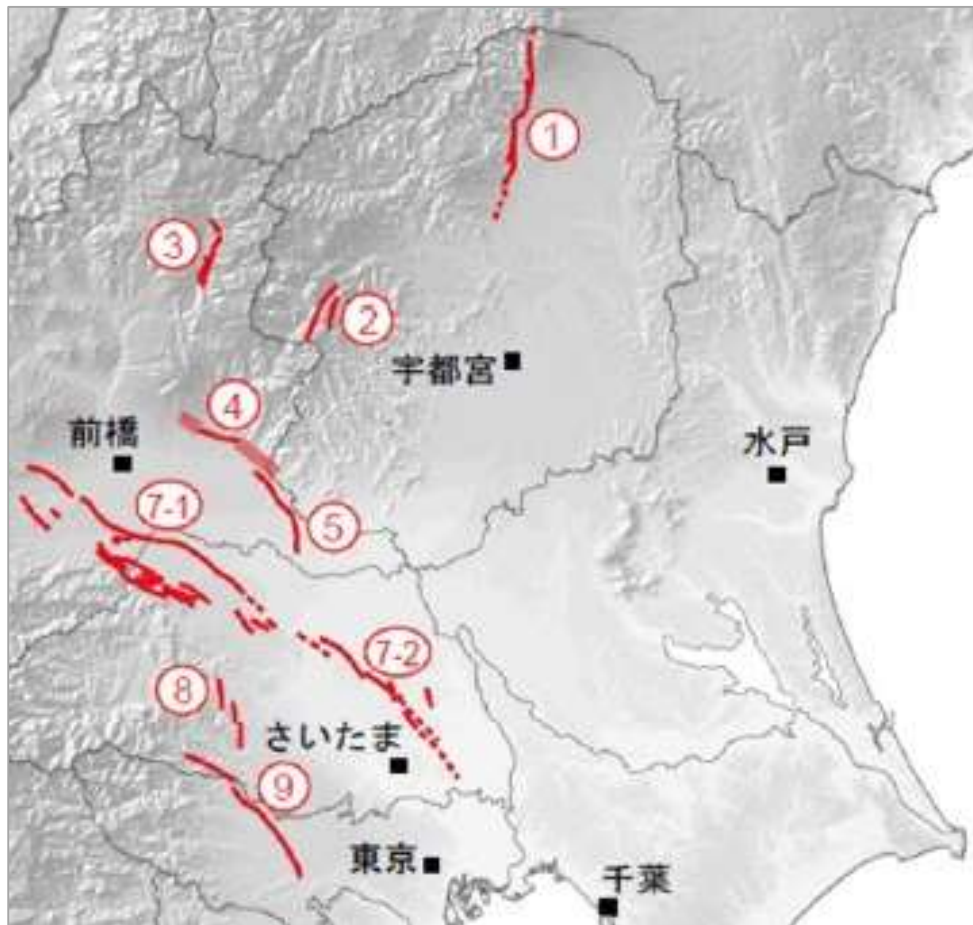
また、山間部の急斜面だけでなく、都市周辺の崖下、崖上も地震の際には崩壊しやすい箇所である。



第2 活断層の分布等

地震調査研究推進本部によると、本市周辺の主な活断層は次の9つが把握されている。これらの地震が発生した場合、本市域で予想される最大震度は5強である。

<本市周辺の主な活断層と予想震度等>



No	断層名	マグニチュード	予想震度 (市内最大)	地震発生確率※ (30年以内)
1	関谷断層	7.5程度	5強	ほぼ0%
2	内ノ籠断層	6.6程度	5強	不明
3	片品川左岸断層	6.7程度	5強	0.4%~0.6%以上
4	大久保断層	7.0程度以上	5強	0.6%
5	太田断層	6.9程度	5強	不明
7-1	深谷断層帯	7.9程度	5強	ほぼ0%~0.1%
7-2	綾瀬川断層 (鴻巣-伊奈区間)	7.0程度	5強	ほぼ0%
	綾瀬川断層 (伊奈-川口区間)	7.0程度	5強	不明
8	越生断層	6.7程度	5弱	不明
9	立川断層帯	7.4程度	5弱	ほぼ0.5%~2%

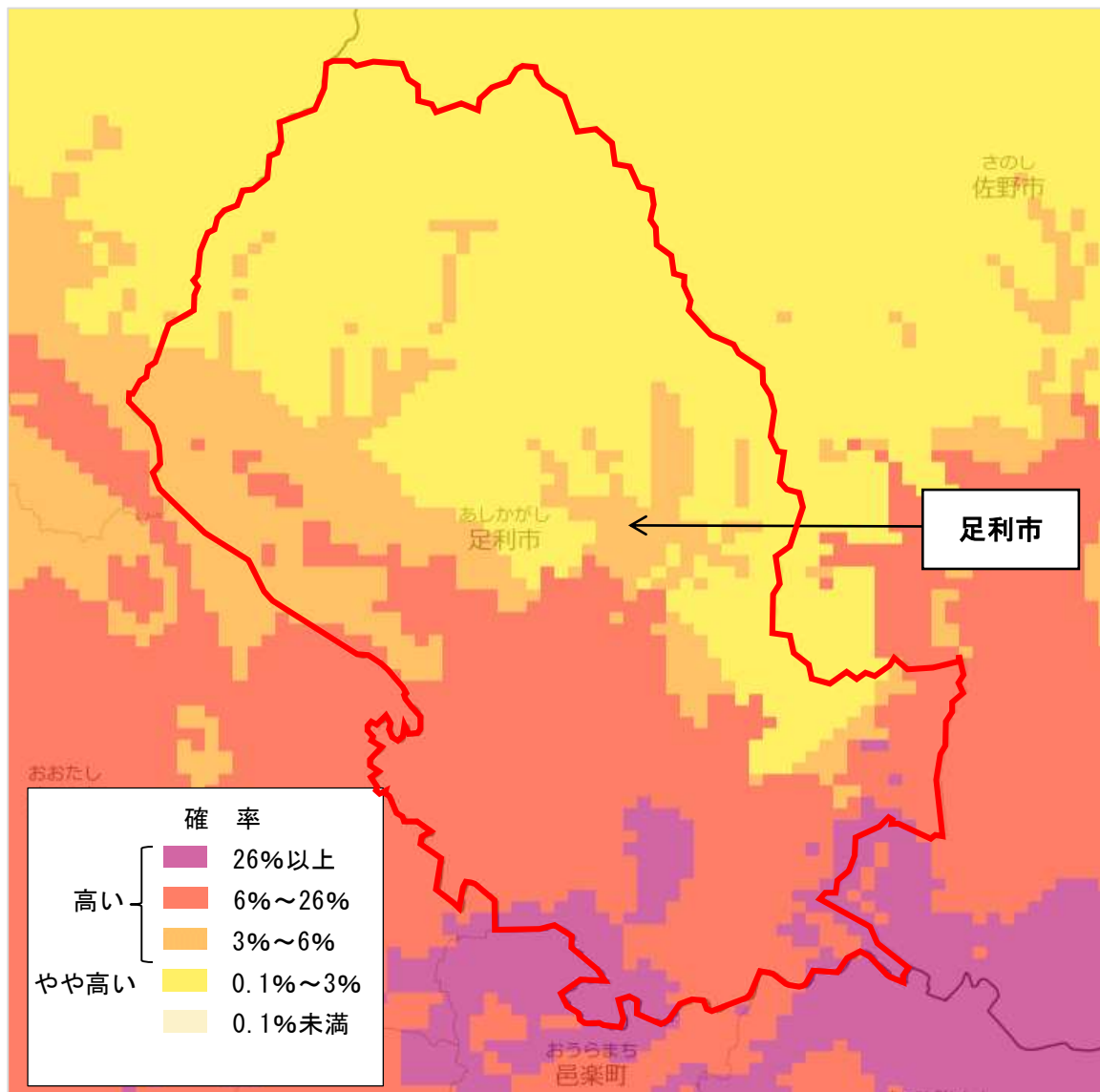
※算定基準日：2023年1月1日

(地震調査研究推進本部「栃木県の地震活動の特徴」)

第3 地震動の発生確率

防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」によると、今後30年以内に本市に震度6弱以上の揺れをもたらす可能性のある地震が起こる確率は、市の北部で3%未満、市の南部ではほとんどが6%以上、一部で26%以上と予想されている。

<今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図>



(基準日：2023年1月1日、防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」)

第2節 本市の地震被害の状況

本市における地震の発生状況、本市を取り巻く地震環境、過去に本市に被害をもたらした地震及び本市周辺で起こる主な地震の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

本市の地震被害の履歴をみると、平成8年12月21日に発生した茨城県南部を震源とする地震と平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震が主なものである。

1 江戸時代以前

足利市の地震環境を考える上で、注意を払っておくべき地震が818年に発生している。これは、古地震史ではよく話題となるもので、その発生位置や規模など、人によって解釈がまちまちである地震である。東京大学地震研究所元教授の宇佐見氏による地震リストでは、この818年に発生した地震のマグニチュードは7.5、足利市役所からの距離は16.9kmとなっている。このデータから算定すると、足利市での地震加速度は約368gal（震度6）であり、足利市にとってすさまじい被害の地震であった可能性がある。しかし、震央が栃木市とするもの、茨城県西部とするものなどさまざまな説がある。また、近年の微小地震の観測でもこのような地震発生の可能性は少ないことなどから、地震学者の間では、この地震の見直し作業が進められている。

その他の地震としては、1649年の川越の大地震（足利市での推定加速度102gal）1683年の日光の地震（同107gal）がある。この時期は、関東での内陸性地震の活発期で、特に日光周辺で地震がしばしば発生している。

2 昭和期

昭和期において記述すべき地震としては、1931年（昭和6年）9月21日に発生した西埼玉地震が挙げられる。西埼玉地震は、埼玉県西部の山麓を震央とした地震で、マグニチュードは6.9、足利市からの距離は約31kmで、このデータから推定される足利市での地震のゆれの強さは157gal（震度5）である。しかし、気象庁による実際の震度分布をみると、足利市での地震動の強さは、同じ震度5でも震度4との境界に近く弱い方であり、また、この地震による栃木県での被害は報告されておらず、地表面加速度は100gal程度であったと推定される。これは、足利市を含む周辺地域の地盤が良いためと考えられる。なお、1923年の関東大地震の際の足利市の震度は4の中で、1949年の今市地震の際は震度4の弱と西埼玉地震に比較して、足利市での震度は低いものとなっている。

3 平成期

平成8年12月21日に発生した茨城県南部を震源とする地震（マグニチュード5.5）で被害が発生している。住宅の被害は一部破損が5棟、公共施設は一部破損が5施設であった。なお、大型店舗等では、商品の落下やエレベータ、エスカレータの停止などの被害が発生した。一方、ライフラインの被害は電話の輻輳の発生及びJRと東武鉄道の列車停止といった状況であった。

平成23年3月11日には、三陸沖を震源とする日本観測史上最大となるマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生、大規模な津波が東北から関東沿岸部に襲来し、甚大な被害をもたらす結果となった（東日本大震災）。足利市でも震度5強を観測し、住家全壊1件、住家大規模半壊1件、住家半壊10件、住家一部損壊は3,237件あった。また、長時間に及ぶ停電や断水、JRと東武鉄道の列車停止、エレベータでの閉じ込め、電話の輻輳等が発生したほか、計画停電や燃料の調達困難による混乱が発生した。

4 令和期

令和期を迎えてからは、2020年（令和2年）7月9日に発生した茨城県南部を震源とする地震、2021年（令和3年）2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震、同年12月12日に発生した茨

城県南部を震源とする地震、2022年（令和4年）3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震及び同年5月5日に発生した茨城県南部を震源とする地震の5度に渡り震度4を観測している。
これらの地震による市内での被害はなかった。

第3節 地震被害想定

地震災害に迅速かつ的確に対応し、総合的な防災体制を確立するための基礎資料として、本市に最も甚大な被害をもたらす地震を想定し、その場合の被害を予測する。ここでは、栃木県が実施した地震被害想定のうち、栃木県庁及び足利市役所の直下で地震が発生した場合と、首都直下地震が発生した場合の本市における被害想定結果を示す。

第1 栃木県の地震被害想定

県では、平成25年度に地震被害想定調査を実施している。同調査では、想定すべき地震として活断層等の地震、どこでも起こりうる直下の地震として、次の想定地震により被害を予測している。

- ・ 関谷断層を震源とする地震 (M7.5)
- ・ 関東平野北西縁断層帯 (主部) を震源とする地震 (M8.0)
- ・ 東京湾北部を震源とする地震 (M7.3)
- ・ 茨城県南西部を震源とする地震 (M7.3)
- ・ 県庁直下に震源を仮定した地震 (M7.3)
- ・ 市役所、町役場直下に震源を仮定した地震 (M6.9)

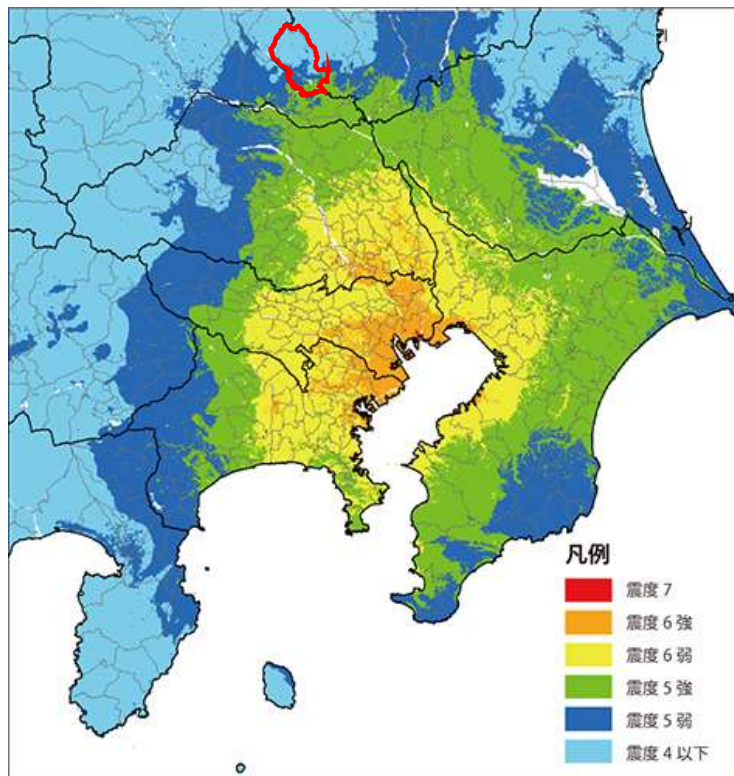
※その他東北地方太平洋沖地震、県庁直下に震源を仮定した地震 (M8.0) についても調査の参考として被害想定を行っている。

第2 首都直下地震の被害想定

1 地震規模、震源等の想定

中央防災会議の首都直下地震対策ワーキンググループでは、平成25 (2013) 年12月に取りまとめた最終報告において19通りの地震を示している。

そのうち最大の被害を及ぼす地震は、フィリピン海プレートの地殻内地震である「都心南部直下地震 (Mw7.3)」で、県内では液状化や火災で建物の全壊等が約80戸と予想されている。



都心南部直下地震 (Mw7.3) の震度分布予測

(中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ資料)

2 首都直下地震地方緊急対策計画について

国では、首都直下地震が発生した際に震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）になる地域を首都直下地震緊急対策区域として指定し、本県においては本市を含む6市1町（足利市、佐野市、栃木市、小山市、真岡市、下野市、野木町）が指定されている。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づき県が作成する「地方緊急対策実施計画」に定めるべき基本項目は、「栃木県地震減災行動計画」に含まれている。

第3 本計画における地震被害の想定

1 想定地震の設定

本計画では、県の調査結果を踏まえ、本市に最も甚大な被害をもたらすと想定される地震として、足利市役所直下を震源とする地震を想定地震として設定する。

同想定では、足利市役所の直下に震源を仮定するとともに、その規模を首都直下地震対策専門調査会の見解踏まえM6.9として設定している。

2 発災ケース（季節・時刻）

地震発生の際の季節や時刻によって被害規模等が異なるため、次の3つのケース（季節・時刻）の被害を予測している。

①冬深夜

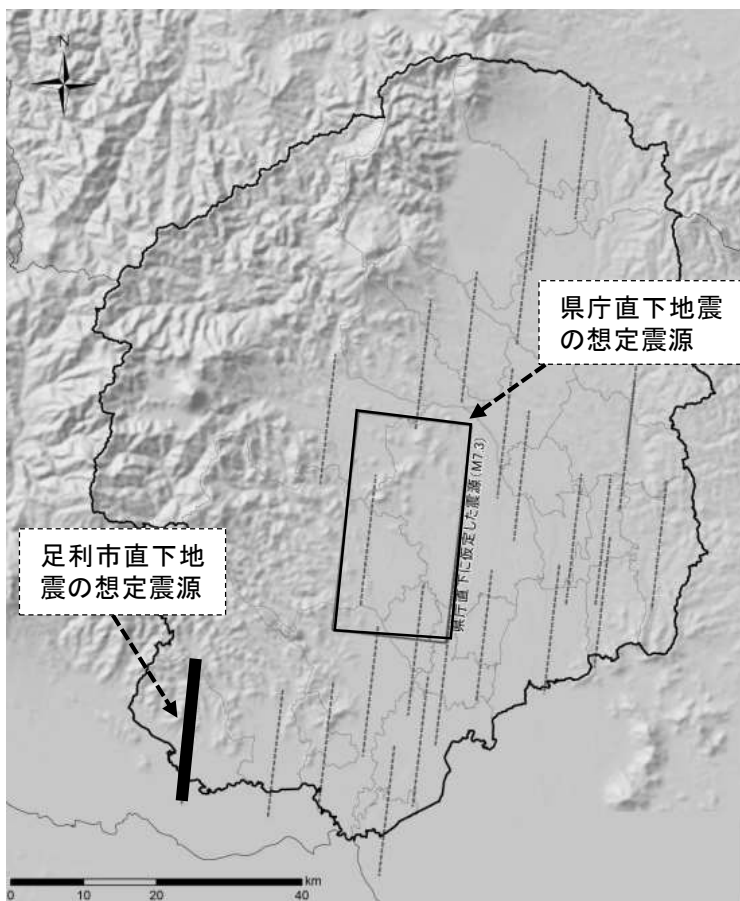
多くが自宅で就寝中のため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。オフィスや繁華街の滞留者や鉄道・道路の利用者が少ない。

②夏12時

オフィスや繁華街等に多数の滞留者がおり、自宅外で被災するケースが多い。木造建物の滞留人口は最も少ない時間帯で建物倒壊による死者は比較的少ない。

③冬18時

住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。



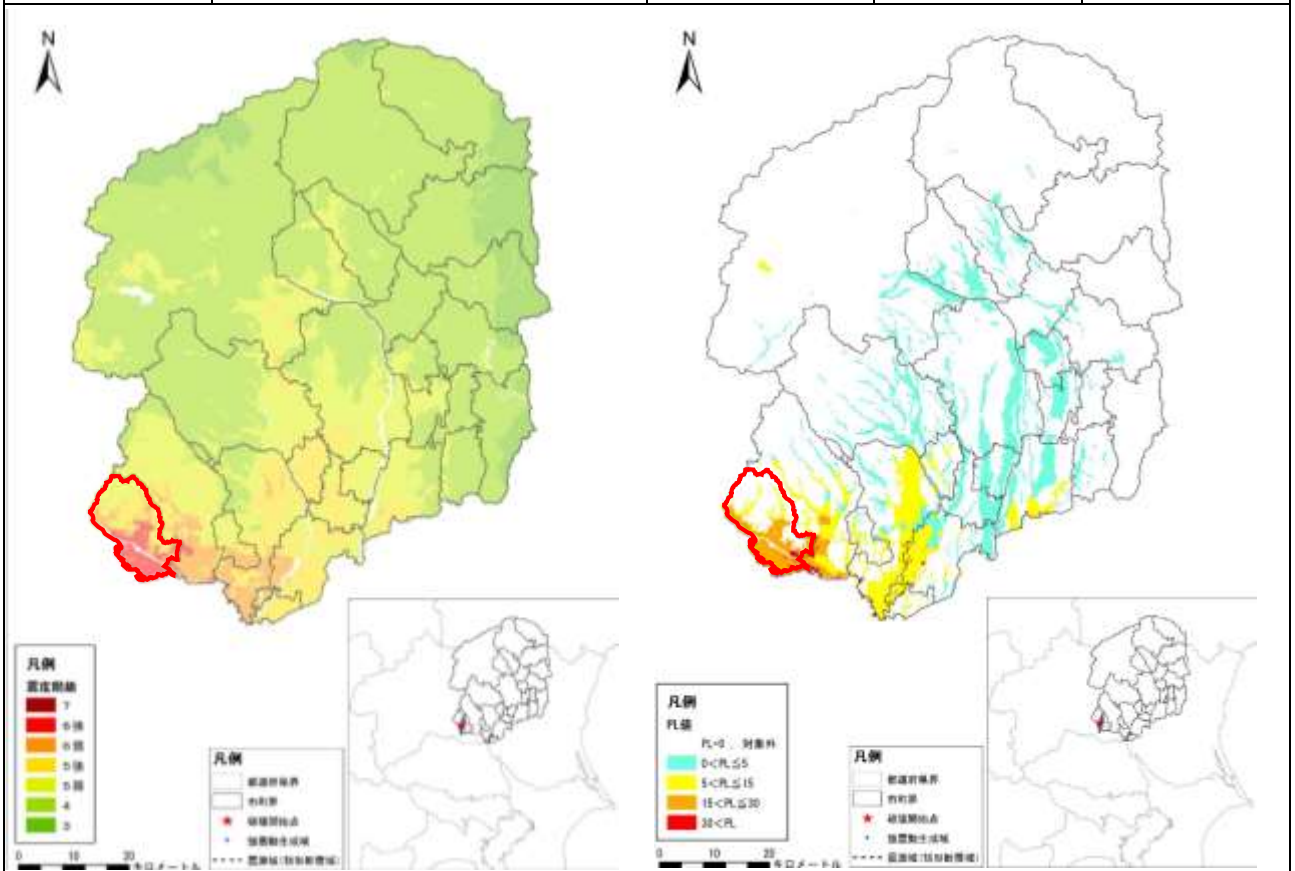
想定地震の震源分布図（栃木県地震被害想定調査報告書）

3 被害想定結果

県の調査では、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について次のとおり予測されている。これによると、足利市内では広い範囲で震度5強以上となり、中でも渡良瀬川の右岸の山辺地区、御厨地区、矢場川地区、梁田地区、筑波地区、久野地区、左岸の本庁地区などで震度6強となる。

<足利市役所直下地震（M6.9）の震度・液状化危険度分布図と予測被害量（風速 10m/s）>

		冬深夜	夏12時	冬18時	
建物被害	全壊	8,980棟			
	半壊	16,250棟			
地震火災	出火	14件	16件	38件	
	焼失	560棟	453棟	1,418棟	
人的被害	死者	578人	308人	420人	
	負傷者	重傷者数	969人	706人	684人
		軽傷者数	3,778人	3,371人	2,819人
	要救助者	1,875人	1,156人	1,383人	
ライフライン被害直後	上水道	断水人口	106,386人		
	下水道	支障人口	45,189人		
	電力	停電軒数	18,734軒		
	通信（固定電話）	不通回線	13,996回線		
	都市ガス	供給停止戸数	17,146戸		
	LPガス	供給停止戸数	8,010戸		
交通施設被害	道路被害	73箇所			
	鉄道被害	74箇所			
避難者数 (当日・1日後)	避難所	-	-	18,075人	
	避難行動要支援者	-	-	3,435人	
	避難所外	-	-	12,050人	



(平成25年度栃木県地震被害想定調査報告書)

第6章 火災環境

第1節 本市の火災を取り巻く環境

市街地、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本市の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

第1 市街地等の状況

本市の市街地は、JR両毛線足利駅を中心とした商業地域のほか、主に渡良瀬川及びその支川沿いに発達した平地を中心に分布しており、市全体の人口は減少傾向にあるが、人口集中地区（DID地区）は拡大している。

また、都市計画法においては、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的とし、市街地における火災の危険を防除するため、11.9haを防火地域に、206.3haを準防火地域に指定している。

第2 野外堆積物の状況

市内においては、古タイヤ、使用済自動車、廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の発生の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

第3 林野の状況

本市の山林及び原野の面積は4,719.62haで、市の総面積の26.6%を占める。

本市では、令和4年3月に「足利市の美しい山林を火災から守る条例」を制定し、林野火災予防体制の強化や地域住民等に対する林野火災予防意識の啓発により火災発生原因の排除等に努めている。

第2節 本市に被害を及ぼした主な火災

本市に被害を及ぼした大規模火災・林野火災の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

第1 大規模火災の発生状況

1 江戸時代以前

江戸期において市街地火災がしばしば発生している。

こうした火災は、すべて季節風の強い冬季に発生している。都市機能の集積が早くから進んだものの、消火技術が未発達なうえ、強い季節風にあおられ、市街地火災へ拡大していったものと考えられる。

2 明治・大正期

明治・大正期にも、市街地の集積が進むなか消防体制は立ち遅れ、季節風の強い冬季に市街地大火がしばしば発生している。

3 昭和期

昭和期に入ると、大規模な市街地火災は発生していない。

特徴的なこととしては、工場火災が比較的多く発生していること、10ha 規模の山林火災が発生していることなどが挙げられる。

4 平成期

平成2年3月15日の火災被害は、工場2棟（8,424㎡）を焼失した。また、平成3年2月28日の火災被害は、工場併用住宅から出火して5棟（1,058㎡）を全・半・部分を焼失した。

平成後期になると林野火災が立て続けに発生。平成26年4月16日には桐生市で発生した林野火災が小俣町に延焼し、山林約72ha を焼失。平成31年3月24日にも名草上町で林野火災が発生し、山林9.5ha を焼失した。

5 令和期

令和3年2月21日、西宮町で林野火災が発生。鎮圧までに9日間、鎮火までに23日間を要する大規模な火災であった。山林約167ha を焼失した。

第7章 原子力事故災害環境

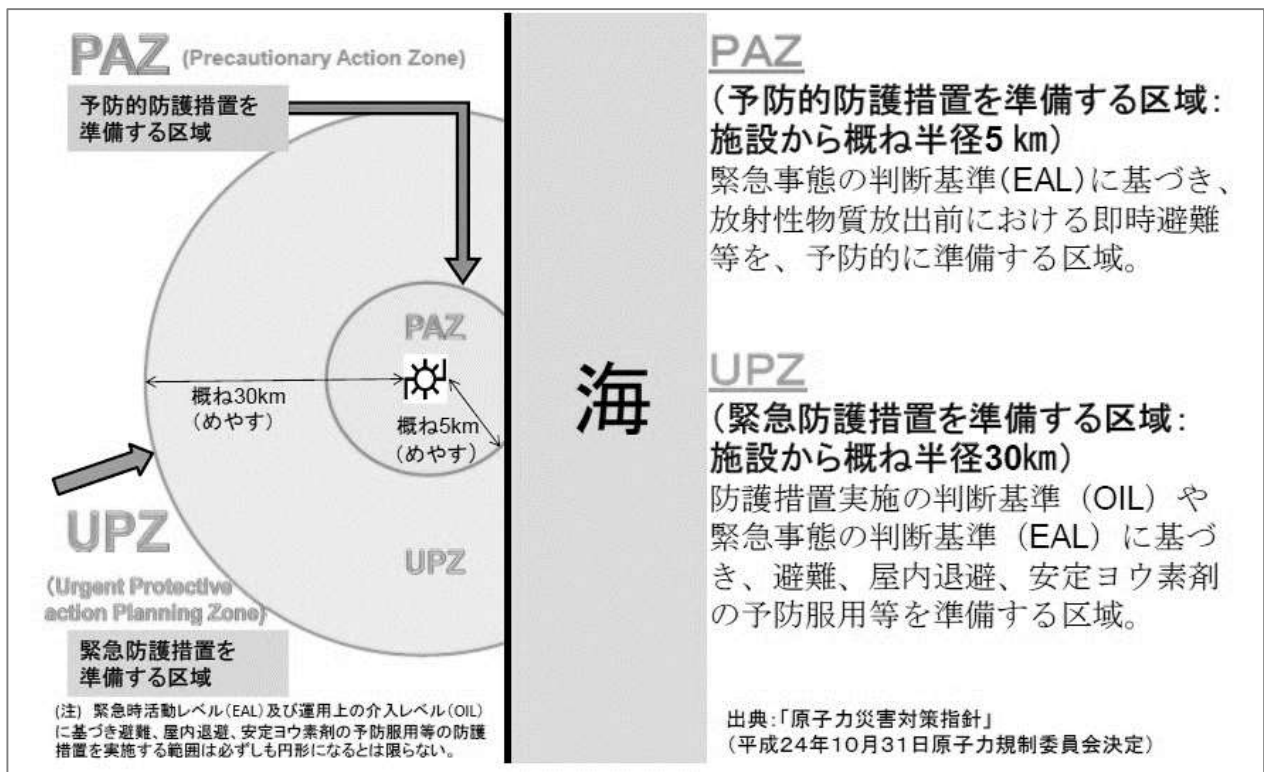
第1節 本市を取り巻く環境

市内には原子力災害対策を重点的に実施すべき地域であるPAZ、UPZはないが、UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合を想定した対策を検討する必要がある。

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定される。なお、本市にPAZ、UPZに該当する区域は無い。

<原子力災害対策重点区域>



第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、UPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。

そのため、UPZ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

第2節 原子力災害の想定

原子力災害対策指針の規定に基づき、近隣県における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

本県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

本市境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約95kmの位置関係にある。

<計画の対象となる原子力発電所>

発電所名	東海第二発電所					
事業者名	日本原子力発電株式会社					
所在地	茨城県東海村					
距離	95km					
設置番号	—					
熱出力	329.3万kw					
電気出力	110万kw					

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約177km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所			
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社			
所在地	福島県楡葉町・富岡町			
距離	約170km			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8
備考	停止中			

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離	約130km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	392.6万kw	
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（E P Z : Emergency Planning Zone）にも本県は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定する。

第3 原子力発電所等における事故があった場合に予測される影響

1 本市における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき県内の8市町（佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町）が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、本市においても農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など産業と市民生活に大きな影響を与えた。

(2) 想定

U P Z 外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。市及び県は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することとなっている。

県や市においては環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要がある。

第8章 計画の理念・防災ビジョン

東日本大震災、令和元年東日本台風、西宮林野火災等の災害対応を通して得た教訓を踏まえ、今後想定される様々な災害に備えて市民の命を守ることを最優先とし、「自助」「互助」「共助」「公助」による取組を深めるとともに、ソフトとハードによる対策を効果的に組み合わせた『減災』対策を進め、安全で安心して暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

本市で予想される被害を、減災の視点で着実に減らすことを目標とし、以下の方針に基づいて重要な防災施策を着実に推進する。

1 危機管理体制（警戒・避難体制）の強化

昭和22年のカスリーン台風では、市内の渡良瀬川が決壊し、300人以上が犠牲となった。また、令和元年東日本台風では、中小河川が氾濫し、1名が犠牲となった。

河川の氾濫、土砂災害は予測し難い災害ではあるが、気象情報、河川の水位情報等を活用し、早めの避難を促すことで、人的被害をなくすことは可能である。

このため、カスリーン台風、令和元年東日本台風等の災害の伝承、洪水・土砂災害ハザードマップ等を活用した広報や教育、水防活動や避難活動の実践的な訓練等を通じて、市民等の警戒避難体制を向上させ、渡良瀬川等の氾濫や土砂災害による人的被害ゼロを目指す。

2 地域防災力の向上

大規模な風水害や市直下の大地震が発生した場合などには、市の消防力をはるかに上回る救助事象や消火活動などが発生し、市民一人ひとり、隣近所及び自主防災組織等による消火、救護、避難等が不可欠となる。

市内は、自治会をベースとして自主防災組織が結成されており、引き続き、組織体制の充実や防災訓練等を推進し、地域防災力を向上させていく。

3 浸水害対策の推進

令和元年東日本台風では、中小河川の洪水や排水施設の機能不全等により市内の広範囲において、外水・内水被害が発生したことから、浸水害対策を積極的に推進していくことが必要である。

河川及び排水路や樋門・樋管を適正に維持管理・改修するとともに、一級河川については、管理者である国、県と連携し改修を進める。また、溢水の原因となる土砂の浚渫など適切な維持管理を行う。

市街地等における浸水多発地域の被害軽減のため、雨水対策施設の整備や各河川等管理者による総合的な雨水対策計画の策定に取り組む。

4 建築物の耐震化等の推進

東日本大震災では、市内で震度5強の揺れとなり、3,000棟以上の家屋が一部損壊した。

市直下の大地震が発生した場合には、さらに多くの建物の倒壊や人的被害が予想され、建築物や屋内収容物の耐震対策による被害を軽減する必要がある。

このため、足利市建築物耐震改修促進計画等の耐震化施策を推進し、住宅や多数の者が利用する特定建築物等の耐震化目標を達成する。

5 林野火災対策の推進

令和3年2月の西宮林野火災は鎮火に至るまで23日間を要する大規模な火災となり、林野被害は167haにもなるなど大きな被害が発生しました。本市では、この火災以前にも度々林野火災が発生していることも踏まえ、西宮林野火災を教訓とし、林野火災対策に取り組む必要がある。

今後の林野火災発生防止のため「足利市の美しい山林を火災から守る条例」に基づく対策を推進するとともに、林野火災発生に備えた市の防災体制強化を推進していく。

6 要配慮者避難支援体制の整備

市内の65歳以上の人口割合は、市全体で30%を超え、40%を超える地区もあるほか、市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域には多数の要配慮者利用施設が分布しているため、自力での避難が困難な高齢者、障がい者等を円滑に避難させるための支援が重要となる。

足利市要配慮者対応マニュアルや民間福祉施設との福祉避難所等の災害協定の実効性を確保するため、浸水想定や土砂災害警戒区域等をふまえて、円滑で実践的な避難支援体制を整備することとする。

また、要配慮者利用施設に対し、水防法等で義務付けられている避難確保計画の作成及び計画に沿った訓練を推進していくことで、円滑かつ迅速な施設利用者の安全確保につながることから、継続的に支援することとする。

7 孤立集落対策の強化

市北部の中山間地は、土砂災害等で道路が寸断して孤立する可能性があるほか、高齢化率が高く救助・救援が重要となる。

このため、集落の孤立を防止するとともに、通信や道路が寸断した場合にも円滑に救助・救援を行うための体制を整備し、中山間地における人的被害の軽減を図る。

8 旅客等対策の整備

足利学校やあしかがフラワーパーク等の観光施設には休日を中心に多数の観光客が訪れるほか、平日には市外からの通勤・通学客も多い。

観光施設や交通機関における観光客等の避難誘導や帰宅支援及び一時収容、また、北関東自動車道等が閉鎖した場合におけるマイカー客による一般道の渋滞抑制等の実施体制を整備し、旅客等の安全と通行体制を確保する。

9 広域応援体制の強化

足利市は、両毛地域の中核都市として、栃木県南西部のほか、群馬県東部や埼玉県北部の市町村との結びつきも強く、災害初期には、国道50号や北関東自動車道等を軸として、これらの市町村との救助・救援の応援や被災者の受入等が必要となることが予想される。

また、東海第二発電所が被災した場合には、茨城県内からの被災者の受入等が必要となることが予想される。

このため、応援・受援方法を検討し、災害初期から迅速かつ効果的に相互応援を実施する体制を確保し、広域的な減災を推進する。